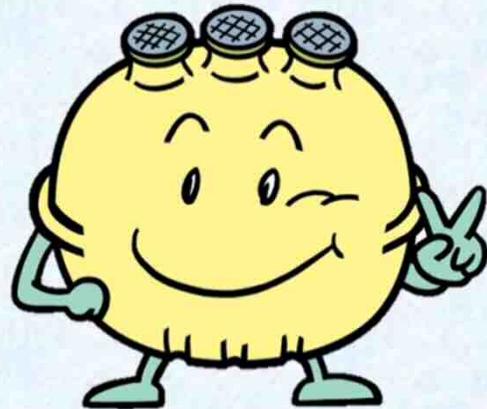


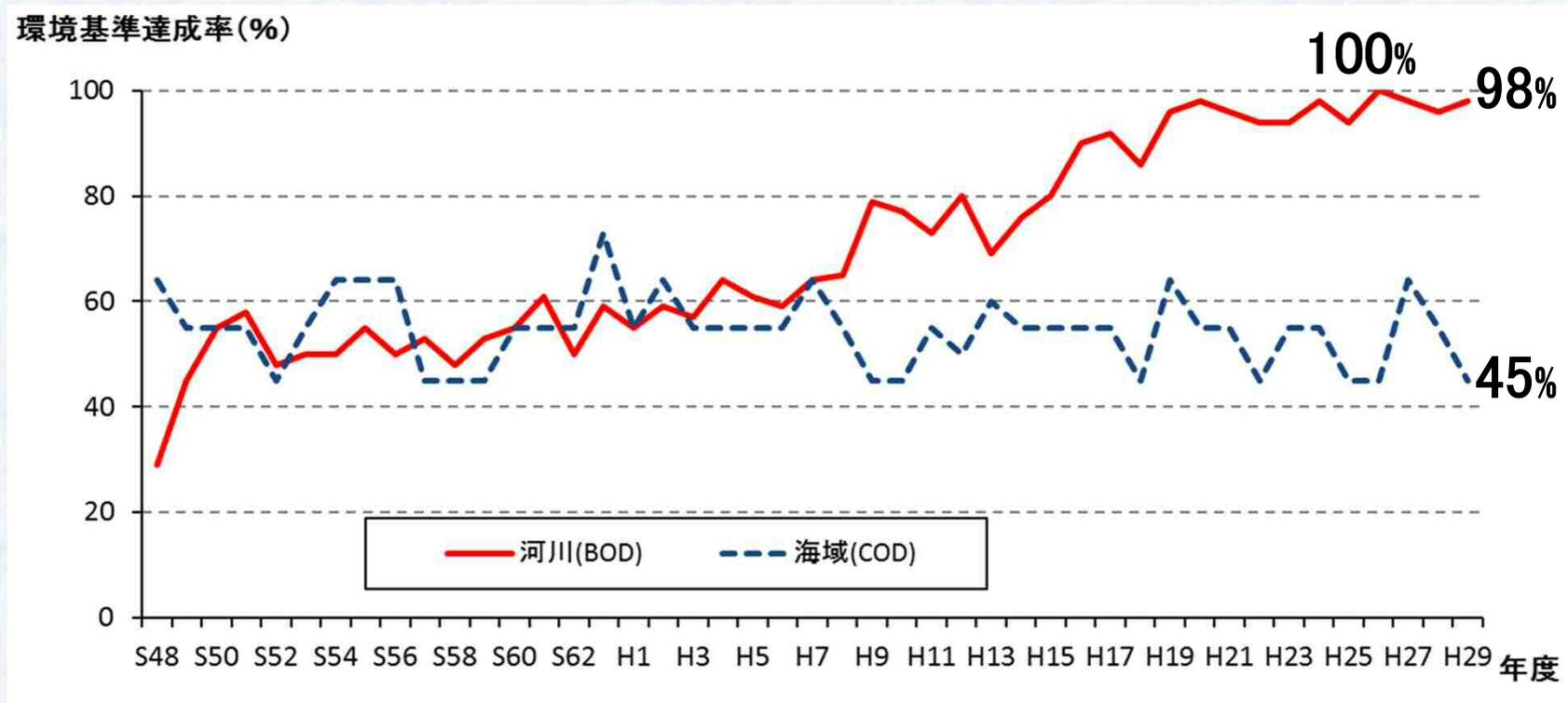
浄化槽の概要について



令和元年6月28日（金）
愛知県環境局環境政策部
水大気環境課
生活環境地盤対策室
生活環境グループ

愛知県の水環境

○公共用水域の環境基準達成状況（愛知県）

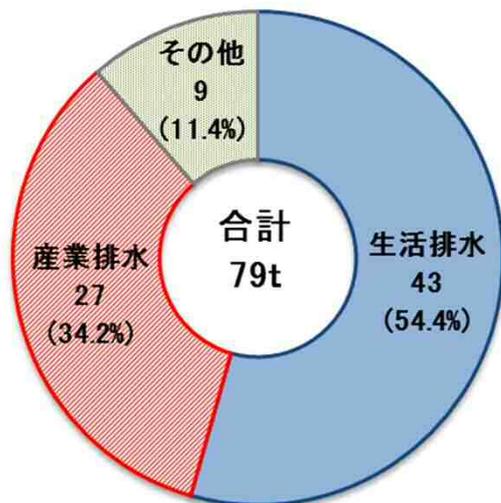


- ・ 河川の水質は改善傾向にあり、近年のBODの環境基準達成率は90%以上で推移
- ・ 海域の水質は横ばいの傾向

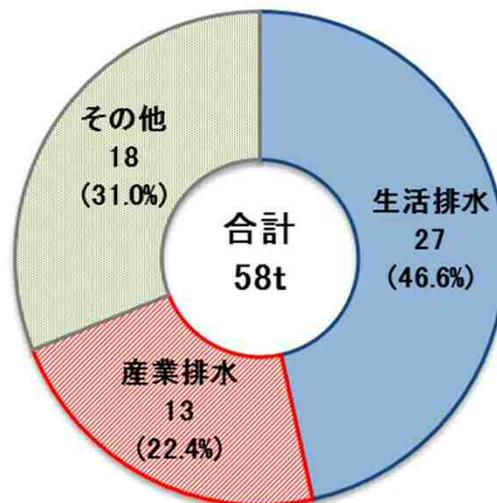
○発生源別汚濁負荷量

- 愛知県内から伊勢湾・三河湾に流入する汚濁負荷量の排出源の内訳（単位：t／日）

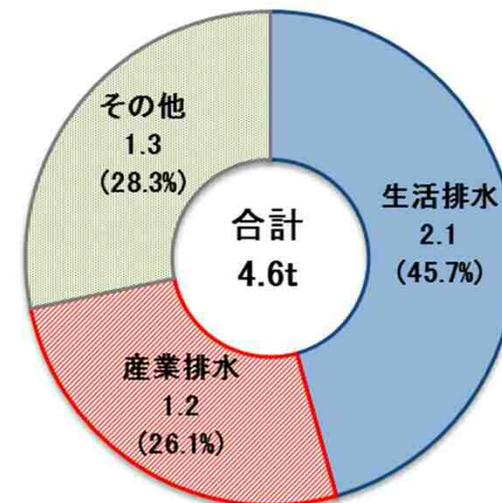
COD(化学的酸素要求量)



窒素含有量



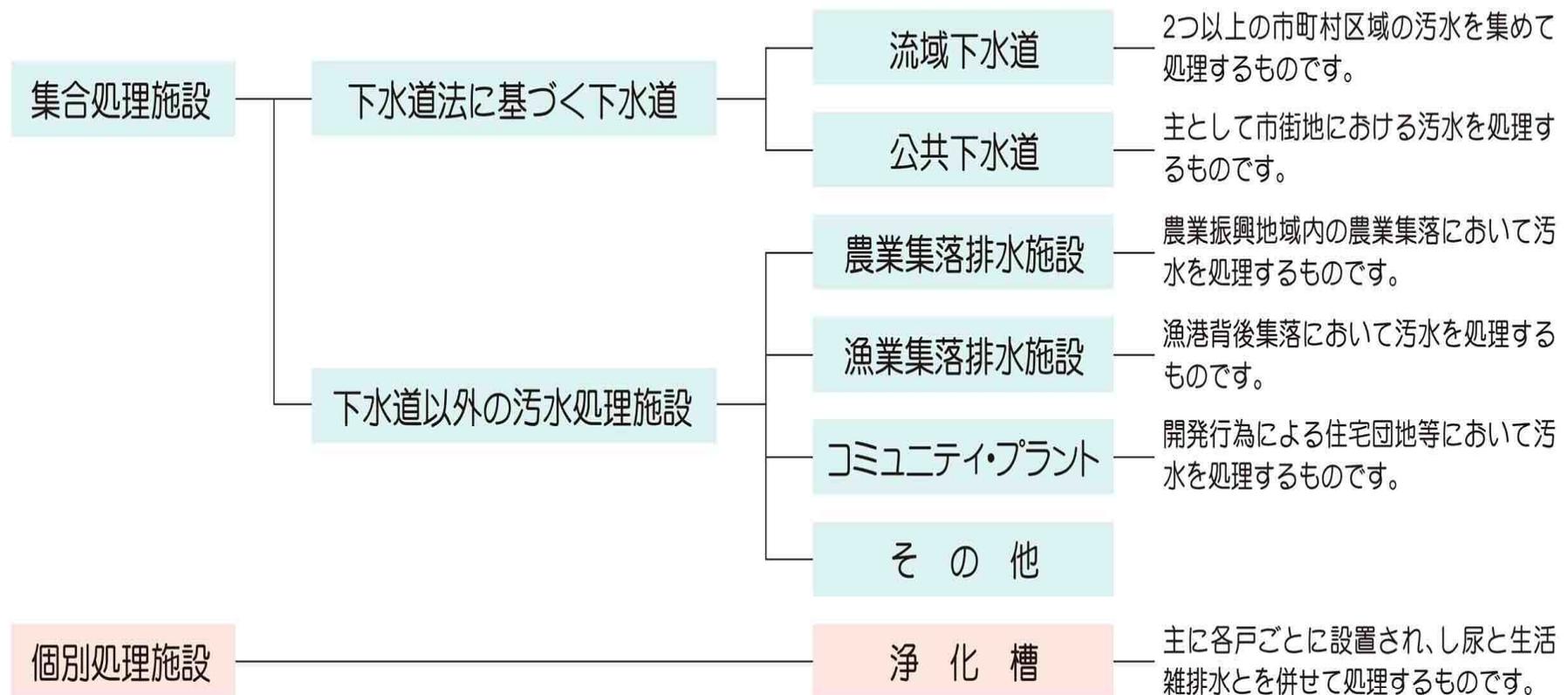
りん含有量



[愛知県環境部（平成26年度）]

- ・日常生活に起因する生活排水（し尿＋雑排水）が、公共用水域の水質汚濁の大きな原因となっている。

生活排水処理施設の種類



人口密度(小)

人家が少ない地域は、個別処理が最適です。



人口密度(大)

人口が集まった地域は、集合処理が最適です。

合併処理浄化槽と単独処理浄化槽

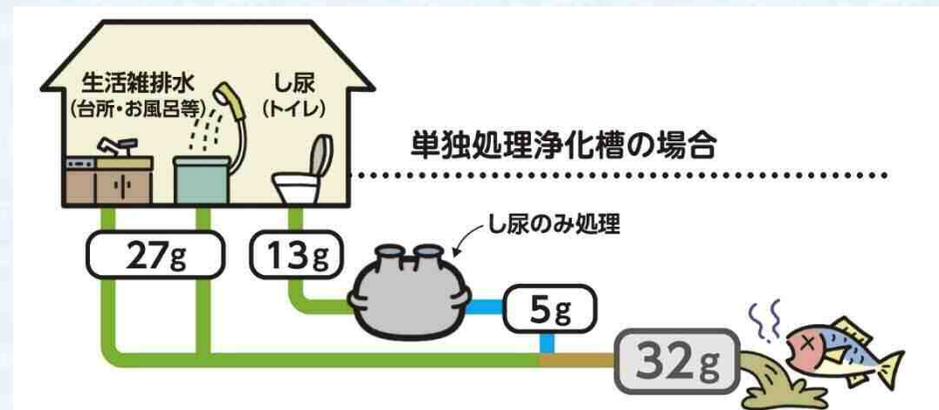
○合併処理浄化槽

トイレの排水（し尿）と、台所・風呂などの排水（雑排水）を併せて処理して、川や海に放流する。



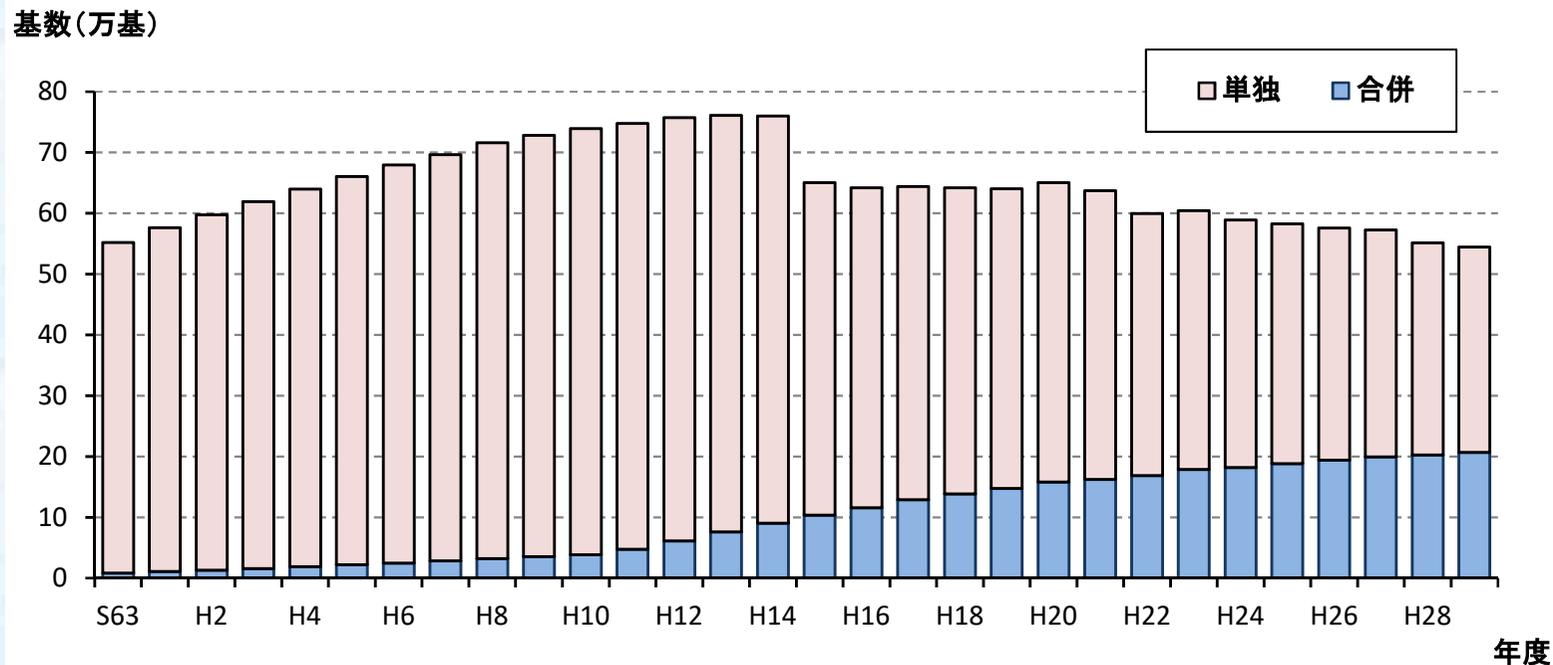
○単独処理浄化槽

トイレの排水（し尿）のみを処理する。台所・風呂などの排水（雑排水）は処理せず、そのまま川や海に放流する。



浄化槽の設置状況

○愛知県内の浄化槽設置基数



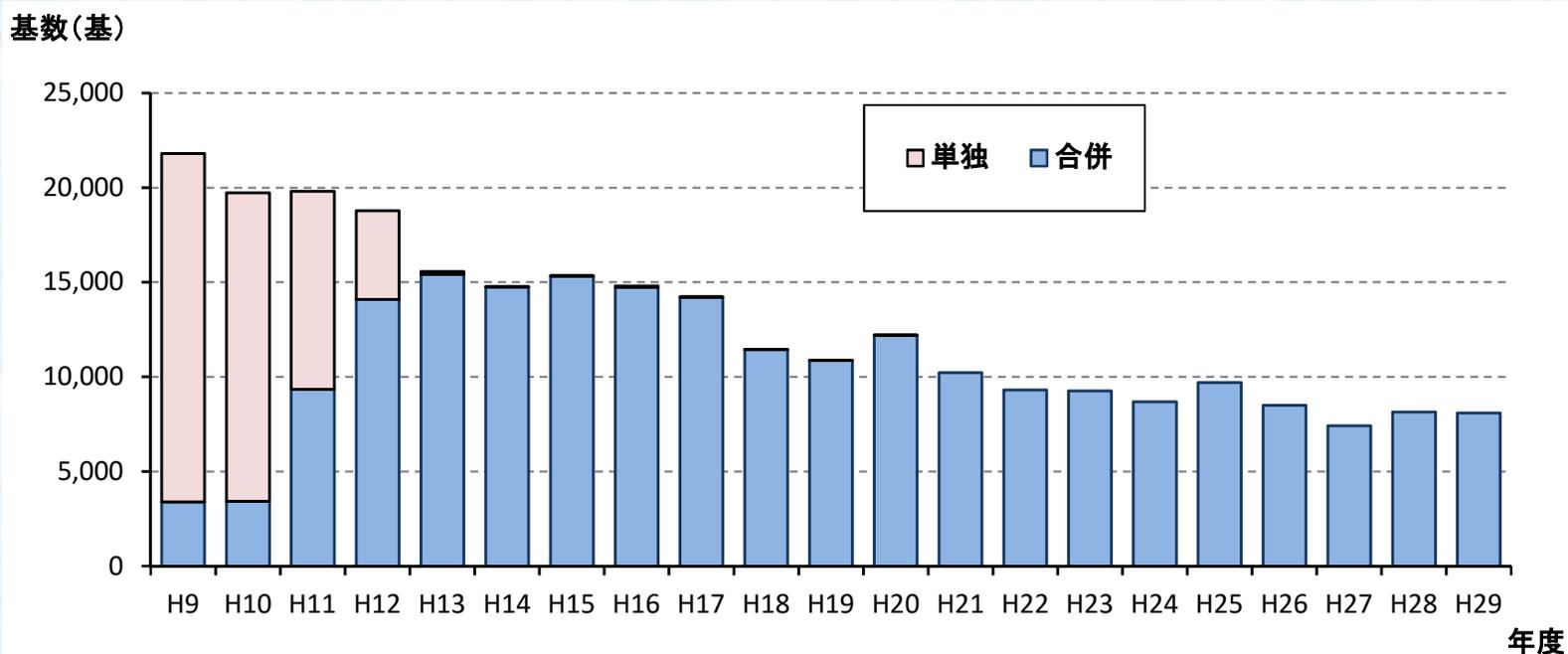
- 平成29年度末現在

単独：337,885基 [62.0%] (全国1位)

合併：206,773基 [38.0%] (全国3位)

合計：544,658基 (全国2位)

○愛知県内の浄化槽新規設置基数



- 平成29年度新規設置基数：8,099基
- 近年は8,000～9,000基前後で上下しているが、長期的には減少傾向
- 平成13年度以降は、浄化槽法で単独処理浄化槽は新設禁止

浄化槽法との関係

浄化槽法 (昭和58年5月18日法律第43号)

- ・浄化槽の設置、管理者の義務 等

○愛知県が定める規定

浄化槽法施行細則 (昭和60年9月27日 規則第67号)

- ・書類の提出部数、浄化槽工事業者登録簿の閲覧方法
- ・届出書の様式 等

浄化槽保守点検業者の登録に関する条例

(昭和60年7月10日 愛知県条例第24号)

- ・浄化槽保守点検業者の登録申請に必要な事項
- ・浄化槽保守点検業者の業務に関して必要な事項 等

愛知県浄化槽指導要領 (昭和60年10月1日施行)

- ・浄化槽の設置及び維持管理に関して必要な事項
- ・届出の添付書類
- ・作業基準 等

適切な維持管理

保守点検

使用の準備（ブロー等の稼働、消毒剤のセット、シーディング）

7条検査

工事が適正に行われ、本来の機能を発揮しているかを確認
（外観検査、水質検査、書類検査）

保守点検

浄化槽の機能を維持させるもの
（ブロー等機器の点検、消毒剤の補充、汚泥の堆積状況の把握）

清掃

浄化槽の機能を回復させるもの
（汚泥等の引き出し・調整、付属装置の洗浄）

11条検査

保守点検・清掃が適正に実施され、機能が正常に維持されているかを確認（外観検査、水質検査、書類検査）

保守点検

- ・ 装置の稼働状況を調べて、調整、修理を行う。
- ・ 消毒剤を補充する。
- ・ 汚泥の状況を確認して、清掃の時期を判定する。

- ・ 最初の保守点検を使用開始の直前に実施 [規則§5①]

- ・ 原則として毎年1回実施 [法§10①]

 - 回数の特例を環境省令で規定 [規則§6①②]

 - 〔一般的な家庭用浄化槽（処理対象人員20人以下）
の場合は、3か月～4か月に1回（3～4回／年）〕

- ・ **保守点検の技術上の基準**（法§4⑦・規則§2）に従って実施 [法§8]

- ・ 浄化槽保守点検業の登録を受けた者に委託可能 [法§10③]

○浄化槽保守点検業

都道府県は、条例で、保守点検を行う者について、**登録**制度を設けることができる。[法§48①]

↳ 浄化槽保守点検業者の登録に関する条例

(昭和60年7月10日 愛知県条例第24号)

※名古屋市、豊橋市、岡崎市、豊田市にも同様の条例あり

- ・市町村単位で営業区域を申請
→登録、変更、廃止があった場合は知事から市町村長へ通知 [条例§4③、§6③、§8③]
- ・登録の有効期間は3年[条例§2②] → 更新登録が必要
- ・営業所には、浄化槽管理士を置く[条例§9①]
- ・営業所ごとに標識を掲げる[条例§11]
- ・保守点検に係る帳簿を3年保存する[条例規則§8②]

清掃

- ・ 汚水処理により発生した汚泥等を引き抜く。
 - ・ 附属機器を洗浄、掃除する。
-
- ・ 原則として毎年1回実施 [法§10①]
→全ばっ気方式については6か月に1回 [規則§7]
 - ・ **清掃の技術上の基準** (法§4⑧・規則§3) に従って実施 [法§9]
 - ・ 浄化槽清掃業の許可を受けた者に委託可能 [法§10③]



○浄化槽清掃業

清掃業を行おうとする区域を管轄する市町村長の
許可を受けなければならない [法§35]

許可基準[法 § 36]

- ・ 施設及び能力が**許可の技術上の基準**[規則§11]に適合すること

- ・ 一定の器具を有していること
- ・ 2年以上実務に従事した経験を有していること
- ・ 専門的知識、技能を有していること
→浄化槽清掃技術者講習会修了

- ・ 欠格要件（刑罰歴等）に該当しないこと

- ・ 営業所ごとに標識を掲げる[法§39]
- ・ 必要事項を記載した帳簿は5年間保存[法§40・規則§14③]

法定検査

浄化槽が適正に設置されているかどうか、浄化槽の機能が発揮され所定の放流水質が維持されているかどうかを確認

①7条検査

- ・ 環境省令で定める期間内に実施 [法§7①]
→使用開始後3か月を経過した日から5ヶ月間 [規則§4①]

②11条検査

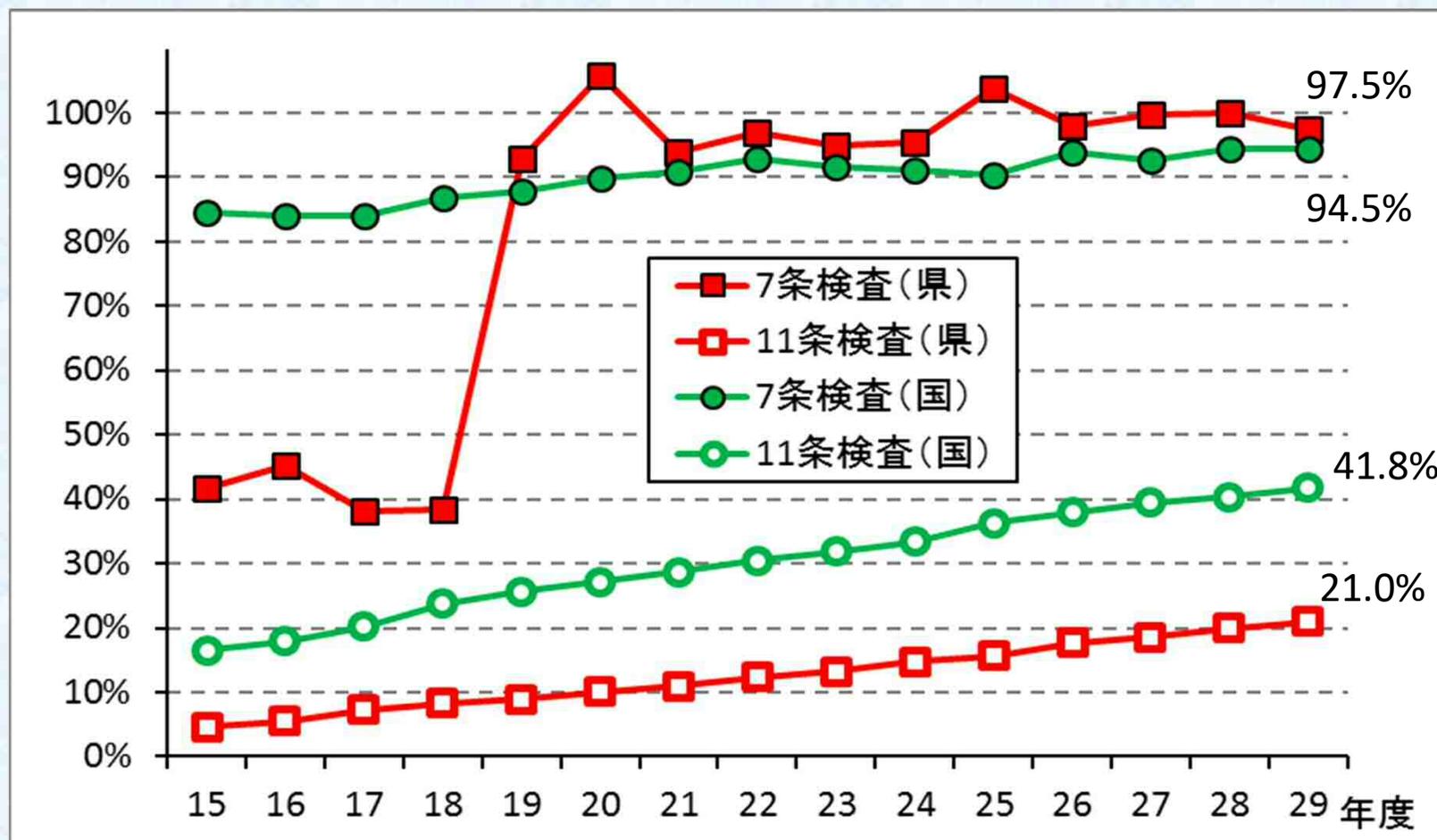
- ・ 毎年1回実施 [法§11①]
- ・ 知事の指定（法§57①）を受けた指定検査機関が実施
- ・ 検査手続は工事業者、保守点検業者、清掃業者に委託可能 [規則§4③、§9②]

○法定検査の内容

外観検査	浄化槽の設置状況、設備の稼働状況、水の流れ方、悪臭の発生状況、カ・ハエの発生状況などを検査
水質検査	浄化能力を確認するためpH、透視度、BOD（生物化学的酸素要求量）などの水質を測定、分析
書類検査	保守点検記録、清掃記録など、浄化槽の管理状況の確認

- ・総合判定を「適正」、「おおむね適正」、「不適正」の3段階で実施

○法定検査受検率



- 7条検査は近年90%以上で推移
- 11条検査は年々増加しているものの、全国平均より低い